蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和3年6月10日(木)午前9時												
招集場所	蟹江町役場 議事堂												
出席委員	委 員	長	飯	田	雅	広	副	委員	長	板	倉	浩	幸
	委	員	山	岸	美强	8利	委		員	Ξ	浦	知	将
	委	員	石	原	裕	介	委		員	吉	田	正	昭
	委	員	髙	阪	康	彦							
欠席委員	な	し											
	町	長	横	江	淳	_	副	町	長	河	瀬	広	幸
会議事件説明のた	総務部	長	浅	野	幸	司	総次税	務 長 務課	部兼長	鈴	木	孝	治
め出席し	民生部	長	寺	西		孝	民次保課	生 長 険医	部兼療長	不	破	生	美
た者	子ど課	も 長	舘	林	久	美	住	民課	. 長	飯	田	和	泉
職務のため出席した者	議	長	佐	藤		茂	議事	務局	会長	小	島	昌	己
	書	記	萩	野	み	代	主		任	大	竹	孝	平
付託事件	議議議議議議議議 第第第第第第第第第	27号 28号 29号 30号	177 177 177	蟹蟹蟹の蟹部蟹保の蟹運に江江江い江改江育一江営つ町町町で町正町事部町にい	(手子) 母に特業改放関 数ど 子つ定の正課す	料も ・い教運に後条医 父で育営で児	例療 子 ・にい童	の費 家 保関て健一支 庭 育す 全	部給 医 施る 育	收条 寮 设基 龙正例 費 及準 事	にの 支 びを 業 の 記 に の に の に の に の に の に の に に の に に の に に の に に の に る に の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	、耶 桑 定り 没です 例 地る 備	の型側の

○委員長 飯田雅広君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうご ざいます。

お手元に議案第29号の請求資料が配付してありますので、お願いいたします。

また、本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査について打ち合わせを行いますので、ご承知おきください。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたしま す。

本委員会に付託されております案件は6件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

〇町長 横江淳一君

みなさん、おはようございます。総務民生常任委員会開催にあたりまして、一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。梅雨の晴れ間で大変暑い日が続いております。東京の方ではまだ梅雨もないのに30度を超す日が続いているということで、熱中症で搬送される方が大変多いと聞いてございます。どうぞご自愛いただければと思います。

また、当蟹江町、ワクチン接種が順調に今進んでおりますし、また別の機会に状況等については、代表質問の中でも議員さん各位からいろいろご質問ございますので、しっかりと答弁をさせていただき、ご理解いただきたいというふうに思ってございます。

先ほど委員長が話しましたように6件であります。いずれも重要案件でございますので、 慎重審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。よろしくお 願いいたします。

○委員長 飯田雅広君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにしていただくよう、よろしくお願い いたします。

それでは、議案第26号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題とします。 提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 飯田雅広君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。 質疑はございますか。

○委員 板倉浩幸君

おはようございます。

まず、町民税のことなんですけれども、この第26条の個人の町民税の非課税の範囲ということで、今回算定の基礎となる扶養親族が、国外の居住親族です。これ年齢が30歳から70歳未満、これを該当しない者を除外するとあるんですけれども、これの根拠というのか、現在ちょっと僕も事前に調べればよかったんだけれども、現在どうなっているのかというのを確認と、実際に町内に該当者がいるのかという確認をまずお願いします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今の国外居住親族のうち要件に該当しない者を除外するということですけれども、現在こ ういう方がいるかというご質問です。

該当する方は、要は国外にいる方を扶養親族として申告されている方はおみえになります。 主に多い方は、外国人労働者の方で母国にいるご親族、お子さんですとか、ご親族を扶養に つけている方がまあまあの率でおみえになります。

○委員 板倉浩幸君

今までだとどうなっていたのかな。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今までですと、16歳以上の方でしたら扶養親族として国外の方も扶養親族として申告する ことはできました。

今回、法律改正がありまして、その要件というのが、留学ビザのコピーを提出したものですとか、障害者の方ですとか、送金関係書類で38万円以上の送金を行っている方、この3つの要件に該当しない場合は、16歳以上70歳未満の方を扶養することはできないというふうに規定されました。

これは、令和6年度分の住民税から適用されることになります。

○委員 板倉浩幸君

今だと16歳以上だと扶養控除でできたんだけれども、それが30歳に上げるということなんですよね。そういうことじゃないんですか、違うの。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

16歳以上の方を扶養につけられるというのはいいんですけれども、そのうちの30歳以上70歳未満の方に限っては、その要件が必要ということになってまいります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そういうことじゃない。16歳以上で30歳から70歳未満の方は、先ほど言ったことに該当す

る者はいいんだけれども、それじゃない者は除外すると、働けよということなんだね、これ。 蟹江町にもやっぱり母国に親族残して一人で来ている人もいるということで、該当者は出 てくるということね。まず、それの確認です。

あと、今回附則の第25条で、住宅借入金等の特別控除の特例があるんですけれども、これ 現行だと3,000万円以下で、面積要件も50平方メートルで、そんなことだったやつを今回 1,000万円以下にして枠を狭めたみたいなんだけれども、面積緩和はしているんだけれども、 実際にこれがコロナ禍で経済対策というんだけれども、実際にこの1,000万円以下のものに 要件を絞ると本当に絞られてきちゃうんじゃないかということで、これコロナの影響関係な しの経済対策だと思うんだけれども、その点、あと住宅ローンの控除、今回今までだと残高 の何%だったんかな、ちょっと忘れちゃったけれども、それ今回どうなってくるんですか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問がございました住宅ローン控除の所得制限のことでございます。

今現在、所得が3,000万円以下の方は、住宅ローン控除が受けられます。この新たな法律が適用されたとしましても、その3,000万円以下の方が適用されるというのは変わりません。 1,000万円以下の方につきましては、面積要件が緩和されるということで、50平米以上だったものが、40平米以上でもいいということになります。

あと、控除率のことなんですけれども、一番原則は住宅ローン控除は10年間で年末残高の 1%ということになっております。令和元年10月に、消費税が10%に引き上げられた際に、 その消費税の上がった分2%分上がっていますので、住宅取得価格の税抜価格の2%分を3 で割ったものを3年間。11年目、12年目、13年目ということで控除することができるように なっています。

ただし、それは年末残高の1%と消費税の増税分の3で割った数字の金額のいずれか低いほうの金額を適用するというふうになっておりますので、そういう制度でございますので、特に今回絞り込まれたとかそういうことではなくて、ある程度緩和されたという法改正になります。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと僕も何と思ったから聞いたんですけれども、今までの住宅特例はそのまま継続して、前だと10年だった、今回新たに1,000万円で、面積の縛りを、限定を解除して、もうちょっと住宅を買ってくださいということの条例改正ということですね。

これはいいです。ありがとうございます。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございますか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可します。

(なしの声あり)

ないですね。いいですね。

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありますか。 (異議なしの声あり)

異議なしということですので、異議なしと認めます。したがって、議案第26号「蟹江町税条例等の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第27号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

〇民生部長 寺西 孝君

当条例につきましては、マイナンバーカードの再交付に当たりまして、町の会計のほうに 手数料として800円を今、頂いておるところでございますけれども、法律の一部改正に基づ きまして、9月以降は歳入歳出外現金として取り扱うことに伴いまして、改正をさせていた だくこととなります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長 飯田雅広君

それでは直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

○委員 板倉浩幸君

初日のときに、どんな中身で削除ということは確認取れたと思うんですけれども、今も部長からもちょっと説明あって、何か管轄が変わったんかな、ちょっとその辺もう1回説明をお願いしたいのと、そうなってくると、今後再交付のときにどうなっていくのかと、じゃ料金どうなるのというその辺お願いいたします。

○住民課長 飯田和泉君

それでは、ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、今般の法律改正によりまして、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして、今まで明確化されていなかったんですけれども、明確化されることに伴いまして、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務については、同機構から市区町村長に委託することができることとするという規定が盛り込まれたために、こちらの町の手数料条例からは外すという形を取ることになりました。

法律改正によって国からこういったものが示されましたので、手数料条例からは外しますが、先ほども部長から補足説明がございましたように、歳計外ということで、今後も手数料を頂くという形をとりますが、今後、同機構、地方公共団体情報システム機構から定められ

た額ということで、今後示されたもので、こちら町としても動きたいと思っております。 以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

今までだと町で手数料を徴収していたのを、地方公共団体情報システム機構で管理をしていくよということになって、料金も800円要るのかな、徴収するということで、蟹江町で徴収してそちらに納めるという形ですか、ちょっとお願いします。

○住民課長 飯田和泉君

住民の皆様から手数料を頂く形、そして機構に納められた手数料を保管金としてまず頂いて、そちらから機構に徴収金を送るということは今までと変わらないというところで、まず 手数料だったところが、歳計外の保管金となるというところが違ってくるということでございます。

以上でございます。

○委員長 飯田雅広君

ほかに質疑はありますか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありますか。 (異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第27号「蟹江町手数料条例の一部改正について」 は原案のとおり決定いたしました。

議案第28号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。 提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

当条例につきましては、子ども医療費の受給対象年齢を15歳中学卒業から18歳到達の年度 末まで拡大をさせていただくものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長 飯田雅広君

それでは直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

○委員 板倉浩幸君

今回、先ほどと同じように、初日のときに、今の現状15歳を確認取って、18歳まで引き上

げて、当初から僕が要望をしていたやつなんですけれども、町長も町長選挙の公約で挙げてもらってようやく実現、10月1日から実現するんですけれども、一つ確認したいのが、初日に中村議員が言っていた学校での事故、けがしたときとか、また交通事故のときの多分、今の15歳と同じ条件だと思うんだけれども、それが18歳になってどうなるのかと、ちょっと確認をお願いいたします。

〇民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

おはようございます。

ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

初日でもお答えさせていただきましたけれども、まず蟹江町内の小中学校、それから保育 所などでのけがにつきましては、現状15歳までのお子様につきましては、もしそういったと ころでおけがということであれば、学校のほうで掛けております保険のほうから4割分お見 舞金という形で入ってまいります。

この保険金につきましては、町のほうで負担をさせていただいておりますので、3割分は 医療費に充てさせていただくということで、子ども医療のほうに頂きます。残りの1割分に つきましては、保護者の方へお見舞金という形で振り込みをさせていただいております。

交通事故などに遭われた場合につきましては、例えば国民健康保険などのご加入の方であれば、第三者行為の届け出というものを頂きますので、そちらを一緒に福祉医療のほうにも頂くという形で、ともに相手方の保険のほうへ医療費の一部でも頂けないかということで請求をさせていただきます。

次に、これが18歳になったときにどうなるかという形なんですけれども、18歳まで延びますと、高校に進学される方、それからご就職される方もしくはご結婚される方など様々な選択肢が生まれてくるわけでございますけれども、そういった場合に、学校の保険にしても、町のほうで、町立ではございませんので負担はしておりませんので、学校などのけがに関して保険が使えるものであれば、子ども医療のほうを使っていただくという形で対応させていただいて、保険で何か下りたからといってこちらのほうからじゃその分返してくださいねという形での頂くというご請求はしません。

交通事故の第三者につきましては、年齢が引き上がったといっても同じ対応となりますので、引き続き同じような対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。結構ちゃんと詳しく言ってくださって。

幼稚園、小学校、中学校については、保険を、事故あったとき、町で負担しているから、 その分をもらいますよということですよね。

高校について、ちょっと制度的に高校によってばらつきがあるのか、ちょっと蟹江町にも

高校あるわけじゃないので分からないんですけれども、そういうような保険、個人的には傷害保険とか入っている場合はあると思うんですけれども、そこで個人で入っていて保険が適用されて傷害保険もらえましたよ、でもそこまでは後から保険下りたなら3割分くださいよということはしないということでいいんですよね。

〇民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

そういった対応はいたしませんので、3割分はこちらのほうで払わせていただきます。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございます。

あと今回、後からの議案でもあるんですけれども、母子・父子の医療の条例の改正もちょっと関係してきて、ここでも附則として載っているんですけれども、母子・父子の医療条例とあと障害者、精神障害、この三つがあって、実際にじゃこれで対応できる場合と今回この18歳まで拡充した場合に、この辺の母子・父子の医療で見られるものは見て、それに外れた方を今回この子ども医療のほうで対応するという形なんですか。ちょっとその点についてお願いいたします。

〇民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

板倉議員のおっしゃるとおり、他制度で見ていただける方につきましては、まず他制度を 優先して使っていただいて、それで対象にならない方につきましては、子ども医療のほうで 対象とさせていただきます。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そうですね。母子・父子に限ってというわけじゃないんだけれども、これ別に町の事業じゃなくて県の事業で全額県から下りてくると思います。だから、まず優先順位として、この母子・父子の医療を使うとか障害、精神障害使ってそれに漏れた方を、今までもそうで、子ども医療の支給条例で漏れた方を対応していくという形ですね。

〇民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

まず、未就学児のお子様につきましては、どの子でも子ども医療をまず第一に優先します。 小学校に上がると同時に他制度で、例えば母子・父子家庭医療のほうに該当するお子さん であれば切り替えていただいてそちらを使っていただくという形に切り替わってまいります ので、その方の年齢だとか、条件によってどの制度を使っていくかというのは、こちらのほ うで適切に判断させていただいて、公費がなるべく受けられる、愛知県などの公費が受けら れるものを優先して使っていくという形で取らせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

優先順位つけて、確かにそうなんですよね、県からもらえるのはそっち使って対応してい

くと。あと今回、15歳までもそうだったんですけれども、18歳についても、これちょっと最終的な確認を取っていきたいんですけれども、ほかの市町村でよく所得制限つけたり、償還払いだったっけ、の対応をして、町長もその辺はぜひともちょっとやりたくないとは言っていたんだけれども、その辺の確認をお願いします。

〇民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

今回の改正で、18歳到達の年度末までという形なんですけれども、所得制限それから先ほど言われた償還払いだとか、一部負担だとか、あとほかの自治体でもあるんですけれども、就業者は非該当にしますよという形を取っているところがあるんですけれども、そういったところの方、それから婚姻してみえるような方でも、全て18歳という年齢で区切らせていただきますので、全て対象にさせていただきます。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございますか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありますか。 (異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第29号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

〇民生部長 寺西 孝君

本日、議案第29号の補足資料を皆様に配付をさせていただいております。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長 飯田雅広君

それでは直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

○委員 板倉浩幸君

今回、補足資料として出してもらったんですけれども、なかなか分かりにくい。要望したんだけれども、なかなか分からない面があって、児童扶養手当法施行令が変わったことで第3条と第4条の改正ですよということで、多分これ全部この第3条とか第4条で出すと余計

分からなくなっちゃうんです。僕もちょっと見してもらったんだけれども、何が何だかということで、要点的に、第3条でちょうど補足資料のところで請求資料で出してもらって、手当支給を制限する所得の範囲を規定します、所得の計算方法を規定しますよということで、ざっと出してもらったんです。あと基準額がこれで扶養が1人の場合が基準額このぐらいですよというのを出していただいたんですけれども、その辺についてもうちょっと説明できたらお願いしたいのと、最初に確認を取っていきたいのが、議案第29号の提案理由としてこの案を提出するのは、児童扶養手当法の施行令の一部改正とあるんです。

そもそも今回のこの母子・父子の医療の条例改正、この児童扶養手当法の施行令の改正というのは何が変わったんですか。それが基で今回母子・父子の医療費の条例が変わるんですけれども、ちょっとその確認も一緒にお願いいたします。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、まず児童扶養手当を担当しております子ども課よりご説明をさせていただきます。

まず、この変更内容、手当てとしての変更内容のご説明をさせていただくんですけれども、 今まで児童扶養手当というのは、障害年金を受給してみえた方につきましては、障害年金の 全て親の部分と子の加算の部分、それをトータルした年金部分、そちらと児童扶養手当の手 当額を比較して差が生じるようであれば、その差額分だけをお支払いしますという内容だっ たんですけれども、障害年金の方の場合は、今回子の加算分、こちらの金額だけを見ること になりました。

この金額が児童扶養手当額と差異があるようであれば、その差額分をお支払いするという 形になってはいるんですけれども、現段階3月からこのようになったんですけれども、今の ところ蟹江町として申請されている方というのはありません。

というのは、多分それ以上の子の加算額を受給してみえるんだというところを認識しております。

以上です。

〇民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

先ほど子ども課長のほうから説明していただきましたけれども、この児童扶養手当法の施行令の改正をもちまして、こちらの医療のほうがどのような変更点があるかということなんですけれども、そもそも医療のほうに関しましては、所得の計算内には先ほど子ども課長のほうから話がありましたように、非課税年金です、障害年金だとか、そういった非課税の年金については最初から計算内に入れておりません。

ですので、単純に住民税などと同じような所得として上がってくるものだけと、あとは一部、養育費などを加算するというところは児童扶養手当と同じなんですけれども、大きく違うところは、非課税年金を入れるか入れないかというところがあるんですけれども。

ですので、今回この児童扶養手当法の施行令が改正となったとはいえ、何かこちらの医療のほうで変わるかというと医療のほうにつきましては、現在の受けてみえる方に何か不利益になるだとか、今後不利益になるといったような取り扱いが全く変わるものではございませんので、そちらのほうはご安心いただきたいと思います。

それをもちまして、今回、補足資料を資料請求でつけさせていただいたんですけれども、 先ほどありましたように、所得制限の基準額というのが2ページの2番につけさせていただいておりますけれども、この基準額でもちまして、医療費のほうは範囲内であれば対象とするという形で今回参考としてつけさせていただきました。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ということは、ちょっと子ども課長がいたから偶然聞けたんだけれども、多分保険医療課 のほうの答弁になってくると思って、まず確認。

そうなってくると、児童扶養手当については今まで年金の関係で遺族年金、それを子の分を所得として加えていたんだけれども、それはもうなくして、ひょっとすると今まで手当てをもらえていなかった方が対象になる可能性もあるんだけれども、町としては今のところ申請がないということでしたよね。

今回、次長のほうからも説明があったとおり、そういうことで直接の原因は、児童扶養手 当法施行令の一部改正なんだけれども、医療としては別に今までどおりでということの解釈 なんですか。

〇民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

板倉議員がおっしゃられますように、今回、施行令が改正となったことが契機によるんで すけれども、医療のほうとしては、特に変更は、算定の方法に変更はございません。

これもともと愛知県のほうでうちが補助を受けておりますので、愛知県のほうでいろいろ取り決めがあるんですけれども、補足資料の1枚目にもつけさせていただいたんですけれども、県のほうがこの政令の改正を契機に、より医療のほうの計算方法を明確化しようということで、一部県のほうのものを改正しました。それを受けて町のほうも同じく改正していこうという形で、より明確化するために改正をさせていただいたものになりますので、何度も申し上げて申し訳ございませんが、医療のほうの取り扱いについては、今までどおりとさせていただきますので、特に変更はございません。

以上です。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございますか。

(発言する者なし)

いいですか。

(発言する者なし)

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありますか。 (異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第30号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

〇民生部長 寺西 孝君

当町におきましては、特定地域型保育事業所はございませんが、国の基準が改正されましたことに伴いまして、同様に要件の緩和を図っていくものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長 飯田雅広君

それでは直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

○委員 板倉浩幸君

今、部長からも町内にはこの特定地域型保育事業者自体は町内に存在しないんですけれども、国の法改正で変えていくということで新設するんですけれども、じゃ実際に、今回この法改正が今までと、何が問題あって、緩和みたいなんですけれども、引き続き今まで0、1、2歳児をそのまま移行できる緩和みたいなんですけれども、これ今まで何が問題があって改正することになったのか。またその後、改正にしてどうなっていくのか。ちょっと蟹江町に存在しないものなんだけれども、ちょっと確認をさせてください。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、お答えさせていただきます。

蟹江町内には当該施設はないというところなんですけれども、ただ町外を利用する方はお みえになるんです。

そんなときに確認作業が必要になっているんですけれども、特定地域型保育事業というのは、認可を受けた施設であるというところの確認、公定価格を正しく取りに行くために確認作業が必要になるんですけれども、そちらが不要になったというところです。

あとは、27年から新制度になりまして、特定地域型事業は、0歳から2歳までのお子さん

を主にお預かりする施設なんです。これ待機児童対策として打ち上がったものだと思うんですけれども、そうすると2歳終わったときに、今度3歳年少さんになります。そこのところで保育難民というのが出る地域もある、都市部のほうではあるというところで必ず造るのであれば、3歳からも確実に保育が使える連携施設を造っておきなさいというのが認可の条件にあったんですけれども、そちらが必ずしも連携施設を持たなくてもいいというふうに緩和されたということになります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

今、課長が言ったように、都市部で待機児童の問題を解消するために、0、1、2歳児まで預かっていたのを3歳になっても引き続きうまく連携できるようにするためのことなんですね、そうなってくると。

じゃ今言った蟹江町にはない施設なんだけれども、事業なんだけれども、じゃ今言った町 外にあるところに蟹江町の住民がそこへ入れました。さっき言っていた確認作業とは何です か。ちょっとその辺を。

○子ども課長 舘林久美君

それは、町外の利用ということは、その町外施設に蟹江町が適切な公定価格、保育料です、 国の定める保育料というものをお支払いしなくちゃいけない。それが必ずお支払いしてもい い施設なのかどうかという確認をする必要があります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

適正な保育事業者なのかというのを確認する作業ということね。分かりました。ありがと うございます。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございますか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案どおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定い

たしました。

議案第31号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

〇民生部長 寺西 孝君

失礼いたしました。

当条例におきましても、国の基準が改正されましたことに伴いまして、同様に放課後児童 支援員の資格要件等の拡大を図っていくものでございますので、よろしくお願いをいたしま す。

以上でございます。

○委員長 飯田雅広君

それでは直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

○委員 山岸美登利君

支援員の不足による緩和ということでよろしいですか。ちょっと詳細を教えていただきたいと思います。

○子ども課長 舘林久美君

こちらも蟹江町としては特に実害はないものなんですけれども、というのは、うちのほう は必ず支援員の研修を受けて2名以上充足されておりますので大丈夫ですけれども、今年度 から私立の幼稚園のほうに2クラブ、委託で事業を行っております。そんなところで必要に なってきたものになります。

○委員 山岸美登利君

ありがとうございます。

すみません。新旧対照表の中に、旧が学校教育法、新のほうが教育職員免許法とありますが、これどのように違うんですか。どういう方をいうんですか。

○子ども課長 舘林久美君

中身としては、教員免許で大きく変わりはないんですけれども、ただ教員免許のほうに、 10年の縛りができました。そちらのところで変更となっております。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございますか。

○委員 板倉浩幸君

先ほど課長からも今回私立幼稚園の2つ増やすことで支援員が要るということで、今回、 要は国の基準緩和なんですよね、支援員を増やすための。実際じゃ支援員の緩和しちゃって、 利用者の本当に安全というのを確保できていくのか。今まで結構厳しくて都道府県知事だけ が支援員の研修を行っていたのを市町村長でもできるようになるのかな。ちょっとその辺を確認したいのと、実際に、じゃそこまで本当の意味で子どもにとって安全な放課後児童クラブができるのか、ちょっとその辺も緩和しちゃっていいものなのかというのが、もうこれもっと大きい政令指定都市や何かも、もっと前にもう改正されちゃっているんだけれども、その点お願いいたします。

○子ども課長 舘林久美君

まず研修は、町ではできなくて愛知県もしくは指定都市、中核市こちらが開催する研修を 受けた者が支援員になれるというところになります。

今回の緩和というのは、支援員の資格を取るための要件緩和になりますので、そこの中で一番大きなものというと、今まで例えば高校卒業して2年実務経験があれば、支援員の資格を取りに行くことができますよというふうになっていたものが、高校卒業していなくても現場で5年の経験があれば、それを十分として資格支援員の研修を受けてくださいというところですので、質の低下というのはもう十分5年の経験があって、そこの上になお4日間の研修、丸々1日の4日間の研修を受けるわけですので、質の低下に必ずしもつながるものではないと認識しております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

今まで支援員として5年働けば資格がもらえるということだから、別に緩和して支援員の その辺で、要は子どもの安全は今までどおり守られていくということですよね。そうじゃな ければいくら支援員の数が足りないから緩和して増やす、でも何か学童保育でもいろんな事 故等も考えられるし、そういうことで実際にじゃ本当に大丈夫なのかということをちょっと 確認を取りたかったんです。ちょっと部長もお願いいたします。

〇民生部長 寺西 孝君

ただいま子ども課長から答弁ございましたように、私たち実践経験というものを非常に重きを置いておりまして、今、課長申し上げましたように、5年以上本当に実践ある方が本当に資格を取っていただけるべき方だと思っておりますので、そういう方を本当に有効的に活用させていただいて、人材として活用させていただきたいなというそういう思いでございます。

以上でございます。

○委員長 飯田雅広君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号「蟹江町放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。 以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時47分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 飯 田 雅 広